

生活支援相談窓口を開設

失業や借金など、経済的な困りごと全般を支援

4/1(水)～

4月から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、さまざまな経済的な困りごとを支援する事業を行います。

窓口をリニューアル

保護第一課(区役所)および保護第二課(総合区民センター)に専用の相談窓口を設置し、経済的な困りごとを支援する総合窓口を開設します。

「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができな

ひとり親家庭のお母さん、お父さんを支援

就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭のお母さん、お父さんの支援として、就労支援に関する給付金支給をはじめさまざまな事業を行っています。平成26年10月から母子相談事業を拡大・充実して父子家庭の相談もお受けしています。

方

○高等職業訓練促進給付金

安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資格取得を目指すひとり親家庭の母親、父親に対し、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減する目的で給付金を支給します。

給付金の支給

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の母親、父親を支援するため、「高等職業訓練促進給付金」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付事業を行っています。給付金を受け

るためには、福祉事務所や事前相談が必要となります。

【人】20歳未満のお子さんを扶養する母親、父親で児童扶養手当受給者および同様の所得水準の

りの方ならどなたでもご相談できます。

住居確保給付金事業

解雇等により離職した方で、就労能力と就業意欲のある方に常用就職に向け、賃貸住宅の家賃を支給します(支給条件・期間や金額の上限があります)。

就労準備支援事業

江東区就労支援センター(東陽3-15-15)で、生活訓練(生活リズムの確立)、社会訓練(模擬面接)、就労訓練(就職活動のスキルや知識の取得)などを

相談はお気軽に

経済的な困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、気軽にご相談ください。あなたに合った解決方法を一緒に考えます。

【区役所2階24番】
保護第一課自立支援担当
(区役所2階24番)
☎(3647)8487

【城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1-5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口】

保護第二課自立支援担当
(総合区民センター(大島4-5-1)1階)
☎(3637)3741

※そのほか区役所2階にハローワークの常設窓口(江東就職サポートコーナー)を設置し、生活にお困りの方の就職先を紹介しています。こちらもご利用ください(予約制)。
☎(3647)4387

【お気軽にご相談を】
相談員

ひとり親家庭の母親、父親に生活全般の相談・支援

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母親、父親が抱える、経済的な悩み、こどもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満のこどもの養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、緊急に保護を必要とする母子が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

【支給額】支払った費用の20%に相当する額(上限10万円)
※4,000円以下は対象外

【対象となる講座・資格】雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格は、教育訓練給付制度検索システム(HP) http://www.kyufujavadai.or.jp/kensaku/T_M_kensaku をご覧ください。

母子・父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母親、父親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金をお貸しします(要審査)。

【資金の種類】修学資金、就学支度資金、転宅資金、生活資金など12種類の資金があり、貸付限

住宅への耐震改修助成制度を拡充

助成限度額の引き上げ、4/1(水)受付分から非木造戸建て住宅の助成要件緩和

民間マンションの耐震改修工事助成限度額の引き上げ

現在、区では昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の民間マンションの管理組合、所有者等への耐震助成を実施しています。

このうち、耐震改修工事の助成金(耐震改修工事費の2分の1)について、助成限度額を1,000万円から倍額となる2,000万円に引き上げます。

これに伴い、これまで耐震診断や耐震設計の助成を受けた管理組合や所有者の皆様へ、改修工事のご案内をする予定です。

老朽建築物の除却助成

昭和45年以前に建てられた木造系の住宅など

区は平成25年度より、区内の老朽建築物の除却に対して、除却費用の一部を助成する制度を設けました。そして多くの老朽建築物を所有する方から申請を受け付け、助成を行ってきました。

平成26年度からは、より老朽度が高く、震災発生時に倒壊や火災の危険性が高い建築物を助成対象とする見直しを行いました。

平成27年4月から平成26年度と同様の条件で、老朽建築物の除却助成を行います。内容は、次のとおりです。

非木造戸建て住宅の助成要件緩和

これまで非木造の戸建て住宅については、住宅部分が延べ床面積の2分の1以上あることが助成の要件でした。

この要件を緩和し、店舗付き戸建て住宅など、住宅部分が延べ床面積の2分の1未満でも助成の対象とします。なお、助成を受けるためにはそのほかの条件もありますのでお問い合わせください。

【建築調整課建築防災係】
☎(3647)9764

【対象建築物】昭和45年以前に建築された建築物で、建築物の構造が木造または木造と鉄骨造による混構造。建物の用途が専用住宅、併用住宅、共同住宅または長屋で住宅系の用途に限ります。

【申請対象者】対象建築物の所有者で個人の方に限ります。

【助成額】除却工事費用の2分の1(50万円が上限)

【建築調整課建築防災係】
☎(3647)9764
FAX(3647)9009



凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール